

練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱（案）

平成27年4月10日

27練総総第 号

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づく練馬区総合教育会議（以下「会議」という。）の設置および会議の運営に関し必要な事項を定め、もって区長と教育委員会が十分な意思疎通を行い、練馬区における教育の課題およびあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。

（構成員）

第2条 会議は、区長および教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、区長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（議事日程）

第4条 区長は、議事日程を作成し、あらかじめ構成員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

2 区長は、議事日程に会議の日時および場所ならびに会議に付議する事項等を記載しなければならない。

（所掌事項）

第5条 会議は、つぎに掲げる事項についての協議およびこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 法第1条の3に規定する大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の練馬区の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るために講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（意見聴取）

第6条 会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(関係職員)

第7条 区長は、必要に応じて説明のため関係職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成および公表)

第9条 区長は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

(議事録の内容)

第10条 区長は、前条により作成する会議の議事録に、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日
- (2) 出席および欠席した構成員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職および氏名
- (4) 議事日程および議事の大要
- (5) その他会議において必要と認める事項

(議事録の署名)

第11条 前2条により作成した議事録には、区長および委員長が署名しなければならない。

(調整の結果の尊重)

第12条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。